

議事要旨(1) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について（検討状況の整理に対するコメントへの対応等）

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋主任研究員より、「検討状況の整理」に対するコメント（12 件）の紹介及び対応案についての説明が行われた。説明の後、次のような質疑応答があった。

○個別財務諸表における遡及処理の適用について

非上場の企業等で個別財務諸表のみ開示している企業において遡及処理を行うべきか、会社法との兼ね合いなどを含め、再検討が必要であるという意見があった。これに対して事務局からは、非上場の個別財務諸表のみ開示している企業にとって、遡及処理が実務上大きな負担になるという意見もあるが、会社法では比較財務諸表の開示は要求されていないため、この点については会計基準の設定という観点からは特段の規定を設けるには及ばないのではないかと考えていること、また、過去の累積的影響額を期首の利益剰余金に含めて会計処理を行うことについては「検討状況の整理」でも示されているとおり、この処理にはそれほど実務負担が生じないと考えていることについて説明がなされた。さらに、非上場企業であれば、「中小企業会計指針」での対応する余地もあるものとも考えられ、会計基準策定の対応としては、ここに示した案でよいのではないかと回答がなされた。

○過去の誤謬に関する原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱いについて

誤謬が修正されない場合には、財務諸表が適正でないのは明らかである以上財務諸表の適正性を担保できないような定めを会計基準に設けるべきではないという意見があった。これに対して事務局からは、過去の誤謬に関する原則的な取扱いが実務上不可能な場合について、会計基準の範囲外とするのか、又は、会計基準でそのような場合の取扱いを定める一方で監査上は不適正意見等を表明することなどにより対応することがよいのかについては、監査の取扱い等を含めた問題として検討がされていくことになるだろうと回答がなされた。

○過去の誤謬に関する原則的な取扱いが実務上不可能な場合と監査意見との関係について

これは監査の問題ではなく会計基準の問題であり、その対応として、開示内容を検討する必要がある。具体的には、「検討状況の整理」で示された注記項目に加え、誤謬が修正されなかった内容（〇〇以前の取引については誤謬の修正が反映されていない等の情報）を注記してはどうかという意見があった。これに対して事務局からは、監査だけでなく、会計基準、開示制度に関連する論点として認識しており、会計基準に関しても IFRS との兼ね合いを考慮する必要はあるが、より適切な対応が可能かどうか検討していく旨回答がなされた。

○未適用の会計基準等の注記について

実務上、対応が困難であるという観点から、第 16 項(3)の削除を求めるコメントが寄せられているが、第 16 項(3)と類似した規定を設けている IFRS を適用している企業の実務はどうなっているのか、また、今後の検討の方向性について質問があった。更に別の委員から、実務負担を考慮すると、第 16 項(3)を削除することも考えられるのではないかという意見があった。これに対して事務局からは、IFRS 適用企業等のアニュアルレポートを確認する限り、影響を把握することが困難である旨の定性的な記載がほとんどであるとの回答がなされた。また、今後の検討の進め方については、この取扱いを会計基準に記載する趣旨を明確にするとともに、国際的には実務が行われているという現状があることから、まずはどういう形であれば国際的な会計基準の運用と平仄が合うものとなるのかについて、IFRS や米国 SEC 規則の内容も踏まえながら検討していくとの回答がなされた。

以 上